

社会福祉施設等に係る軽自動車税の減免について

大樹町

対象となる施設

① 児童福祉法に規定する施設
・児童発達支援センター ・障害児入所施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を行う施設
② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する施設
・障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う施設 ・一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム
③ 生活保護法に規定する施設
・救護施設 ・医療保護施設
④ 老人福祉法に規定する施設
・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）
⑤ 身体障害者福祉法に規定する施設
・身体障害者福祉センター ・盲導犬訓練施設
⑥ 介護保険法に規定する施設
・介護老人保健施設（第二種社会福祉事業に限る。） ・認知症対応型共同生活介護事業を行う施設
⑦ 国の要綱等に定める施設
・地域共同作業所（補助金の交付を受けているものに限る。） ・盲人ホーム ・身体障害者福祉工場 ・知的障害者福祉工場

対象となる軽自動車

上記施設の設置者又は運営者が所有する軽自動車で、もっぱらその施設の入所者や通所者の通所・通園の用に供する軽自動車を対象とし、軽自動車税の課税を免除します。

※リースにより使用している軽自動車や、施設の職員のために使用する軽自動車は対象になりません。

申請の手続

次の関係書類を用意して、大樹町役場住民課に減免の申請をしてください。

- 1 軽自動車税減免申請書
※ 自動車検査証上の所有者（所有権留保付き自動車の場合は使用者）の押印（法人の場合は代表印）が必要です。
※ 申請書は役場住民課に備え付けているほか、町公式ホームページからもダウンロードできます。
- 2 自動車検査証の写し
- 3 施設設置許可書、施設設置届（控え）、事業開始届(控え)又は障害福祉サービス事業者の指定通知書のいずれか一つ
- 4 運行記録簿、運転日誌など、入所者又は通所者の通所・通院のために使用していることが確認できるもの
※ 運行実績が1か月未満の場合は運行計画書

自動車取得税の減免

自動車取得税には軽自動車税と同様、社会福祉施設等に係る軽減措置（減免）があります。自動車取得税の課税免除等の申請手続は、最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所に別途お問い合わせください。